

農山漁村発イノベーション推進事業・整備事業 農泊推進型 要件不備事由（審査対象外となるもの）

	要件不備該当事項 (HP掲載)	特に注意する内容 (HP掲載)
対策全般	取組実施地域の全部又は一部が公募要領別表1「対象地域」の(1)～(14)の地域に含まれていない	
	事業実施主体が公募要領別表1「事業実施主体」に該当しない	ハード単独提案の場合、地域協議会が存在していないと「地域協議会の中核となる法人」に該当しない
	チェックリストに記載されている提出書類が添付されていない(添付できない適正な理由が未添付)	
農泊推進事業	これまで農泊推進事業を実施している	取組エリア・構成員・事務局・取組内容等がほぼ同一であり、既存取組地域と区分、整理が出来ていない
人材活用事業	提案の内容が研修生の活用ではない	構成員の活用が含まれている
農家民宿転換促進費	旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可に最低限必要となる施設の整備に係る経費が適切に積算されていない。また、要望額が最低限必要となる整備に係る経費の1/2以内となっていない	
施設整備事業(ハード)		
市町村・中核法人実施型	事業実施期間内に竣工する見込みがない	2年間で竣工するとなっていない(工事完了しても営業開始とならない)
	各事業年度の施工内容が明らかではなく、年度ごとの事業費が明確に分けられていない	施工スケジュールは2年間となっているが、経費の内訳が1年間となっている
	賃貸借で整備する場合、賃貸借契約が確実に行われる見込みがない(必要書類が添付されていない)	賃貸借契約の内容が、使用内容・改修内容・利用者・契約年数の制限等が設けられ、農泊の取組が見込めない
	賃貸借整備対象物件ではない (賃貸借契約で整備する施設が、遊休施設を宿泊施設として改修するものではない(実施要領第3第1項(1)ウ(エ)に準じていない)	施設を取得する場合は、宿泊施設以外の利用(カフェ、体験)が可能であるが、賃貸借の場合は宿泊施設の利用に限定となっていない
	これまで農家民泊経営者等実施型の施設整備事業を実施している	
	要望額が国費の1地域当たり上限額を超えている(特に施設整備事業追加提案の場合)	
農家民泊経営者等実施型	農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みではない。または、協議会及び法人が設立されているが、事業実施区域内での宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていない	
	事業実施期間内に竣工する見込みがない	1年間で竣工するとなっていない(工事完了しても営業開始とならない)
	旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可に最低限必要となる施設の整備であるかが明確ではない(質の向上以外の場合)	老朽化に伴う改修は質の向上ではない(バリアフリーとか手摺り設置等が可能)
	施設、土地を所有していない(所有していない場合、所有と見なすことができる合理的な理由がない)	
	これまで市町村・中核法人実施型の施設整備事業を実施している	
	要望額が国費の1地域当たり上限額を超えている(特に施設整備事業追加提案の場合)	
農泊地域高度化促進事業		
共通	農泊推進事業を実施し完了した地域協議会ではない	
	これまでに農泊地域高度化促進事業を実施している	
	1と1以外の事業が組み合わせられている	インバウンドを実施すると食・景観・ワーケーションは実施できない
1. インバウンド	農泊推進事業実施中に、インバウンドに対応する取組を実施していない	推進事業実施期間中の取組の記載がない
2(1). 食	農泊推進事業実施中に、地元食材の利用促進を図るための取組を実施していない	推進事業実施期間中の取組の記載がない
2(2). 景観	取組地域の存する市町村内に、日本農業遺産や指定棚田等の景観に係る観光資源がない	
3. ワーケーション		